

浦安市公共施設駐車場の適正利用について

1. 目的

これまでは、市営住宅を除く市内全ての公共施設※において駐車場料金は無料としていたが、受益者負担の適正化や長時間の目的外駐車抑制、財源の確保を目的に、令和4年4月1日より、運動公園、総合公園、高洲海浜公園、ドッグランの駐車場（以下「先行実施4施設」）を先行的に有料化したところである。

その後、効果測定を実施し一定の効果が確認できたことから、有料駐車場として運営を継続することとした。

今般、他施設についても、引き続き公共施設駐車場の適正利用を推進するため、必要な考え方を定めるものである。

2. 対象施設の考え方

公共施設に附設する駐車場は有料化の検討対象とし、駐車場の規模や利用状況、周辺の交通環境などを考慮しながら、施設ごとに有料化の可能性を検討するものとする。

3. 有料化の進め方

有料化にあたっては、資産・債務管理改革検討委員会において検討する。なお、有料化後の運営・管理の方法などは別記を参照するものとする。

※「公共施設」は本市が所有する財産のうち、建築資産及び土木インフラ資産を指すものとする。

(別記)

1. 運営・管理の方法

運営・管理は最少の経費で行うことを基本とし、効率化やコストダウンを図るため、原則次の方法によることとする。

① 貸付方式

行政財産の貸付方式(地方自治法第238条の4第2項)又は公園施設の設置許可(都市公園法第5条)によりプロポーザル若しくは入札で選定する。

貸付期間は5年程度とする。

② 運営時間

事業者の一定の利益を確保することによる効率化を図るため、施設の開業時間外についても、運営を認めるものとする。

③ 一括貸付

複数施設を同時に有料化する場合は、一括して貸し付けることができる。

④ その他

パーキングパーミット制度を考慮した仕様とする。

2. 駐車場料金の設定

駐車場料金設定については、近隣の民間駐車場施設の料金等を参考に、民業圧迫対策、目的外駐車抑制などを総合的に勘案し、施設ごとに決定する。

プロポーザルによって提案を受けた場合には、提案を受けた料金を元に、貸付業者と市で協議のうえ決定する。

本市が管理する公用車については有料化の対象外とする。

なお、料金設定については、「使用料等設定及び改定基準について(指針)」に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 初期無料時間

基本的な考え方は一律、最初の30分を無料とする。(誤進入や送迎を想定)

4. 減免の考え方

次のいずれかに該当する場合は、割引または無償とすることができる。

① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合、障がい者が同乗する場合

② 市が施策・事業を推進するにあたり、市が主催するイベント等の関係者、施設の維持管理に携わる者が利用する場合

③ その他市長が必要と認めた場合